

静岡県河川管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月23日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第9号

静岡県河川管理条例の一部を改正する条例

静岡県河川管理条例（平成14年静岡県条例第66号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(流水占用料等の徴収) <b>第4条</b> （略） 2 前項の流水占用料等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 流水占用料 別表第2の規定により算定した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額 (2) 土地占用料 別表第3の規定により算定した額（占用の期間が1月に満たない場合は、同表の規定により算定した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額） (3) 土石採取料その他の河川産出物採取料 別表第4の規定により算定した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額 3～6（略）	(流水占用料等の徴収) <b>第4条</b> （略） 2 前項の流水占用料等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 流水占用料 別表第2の規定により算定した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額 (2) 土地占用料 別表第3の規定により算定した額（占用の期間が1月に満たない場合は、同表の規定により算定した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額） (3) 土石採取料その他の河川産出物採取料 別表第4の規定により算定した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額 3～6（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。